

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

2025年12月17日

登録番号	10999001-6-0001
氏名	学校用 見本 (ガッコウヨウ ミホン) 様

* 10999001 C00001

交付書類コード=【C】

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

進学するまでに行わなければならない手続きや確認事項を記載していますので裏面もよく読んでください。また、進学後は進学先の大学院の指示に従って速やかに手続きを行ってください（手続きを行わない場合は、採用されません）。

1. 選考結果

		ア～ウのうち、「○」が記載されているものを1つだけ選択できます		
		ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学生又は授業料後払い制度(※2)	ウ：第二種奨学生
選考結果 (※3)	—	○	○	

※1 併用貸与とは、第一種奨学生又は授業料後払い制度と第二種奨学生の両方の貸与を受けることを表します。

※2 授業料後払い制度を利用できるのは、修士課程相当に限ります。

※3 「—」は不採用又は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

2. 採用候補者となった奨学生の内容について

		第一種奨学生又は授業料後払い制度 (無利子)	第二種奨学生 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学生 (有利子)
利用条件		いずれか一方の利用可		
申込時の選択内容 (注1)	種類	第一種奨学生		
	貸与額(注2)	月額：88,000円	月額：80,000円	一時金：500,000円
	返還方式(注1)	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度(注1)	機関保証	機関保証	機関保証
	利率の算定方法		利率見直し方式	利率見直し方式
進学予定先の大学院・課程 (注3)	イクシス大学 修士・博士前期課程			

注1 上表の「申込時の選択内容」欄に記載の事項は、進学後に提出する「進学届」において選択し直すことができます。ただし、授業料後払い制度を選択している場合、返還方式と保証制度の変更はできません。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生します（詳細は「採用候補者の皆さんへ」にてご確認ください）。

注2 奨学生申請時に授業料後払い制度を希望している場合、貸与額欄に表示されるのは、生活費奨学生の月額です。授業料支援金の支援対象授業料については、学校が別途設定します。

注3 決定通知に記載のある大学院・課程に2026年度に入学した場合に限り有効です。決定通知に記載のある大学院への入学を取りやめた場合は進学届を提出することはできません。

本人記入欄	本人現住所	〒 -	TEL 携帯		
	研究科		専攻		学籍番号

進学後の住所を記入してください。

裏面もよく読んでください。また、裏面のチェック欄について該当者は必ず準備し、チェックしてください。

ミシン線を切り、開封して内容を確認してください。

本通知を進学先の大学院に提出するまでに行った手続きや確認した内容（下記「**奨学生として採用されるまでの手続きと注意事項**」の1）に基づき、該当箇所に を付けてください。

1. 「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の下に「（「国^の教育ローン」の申込必要）」と記載されている人のみ

- 日本政策金融公庫に「国^の教育ローン」を申し込みましたが、融資を受けられなかつたため、進学届提出時に、あなたの保護者等が「日本政策金融公庫から受領した『融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文』の日付」又は「国^の教育ローンに申込みできることを日本政策金融公庫に確認した日付」を入力して「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を希望します。
- 入学時特別増額貸与奨学金を辞退します。ついては、インターネットによる進学届提出時に、併せて辞退の手続きを行います（「国^の教育ローン」の融資が受けられた人又は申し込まなかつた人、入学時特別増額貸与奨学金（有利子）の貸与が必要なくなつた人）。

2. 保証制度で「人的保証」を選択した人のみ

- 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の人が日本学生支援機構の条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の人から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
- 「進学届」の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します。

奨学生として採用されるまでの手続きと注意事項

採用候補者決定通知（以下、「決定通知」という。）は【進学先提出用】と【本人保管用】があります。確認してください。

1. 採用候補者決定から大学院へ入学するまでの間の手続きと注意

（1）決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）（「国^の教育ローン」の申込必要）」と記載されている人

進学する前に、原則として本人又は父母どちらかが日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）へ「国^の教育ローン」を申し込み、融資の可否を必ず確認してください。公庫の審査の結果、融資を受けられず、進学届提出時に、あなたの保護者等が「日本政策金融公庫から受領した『融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文』の日付」又は「国^の教育ローンに申込みできることを日本政策金融公庫に確認した日付」を入力した場合に、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。したがつて、公庫から融資を受けられた人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

（注1）労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）を受ける際は、本通知を労働金庫へ提出することが必要です。

（注2）決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）（「国^の教育ローン」の申込不要）」と記載されている人は、公庫への手続きが免除される人です。入学後、進学届の手続きをすることにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

（2）保証制度で「人的保証」を選択した人

進学するまでに連帯保証人及び保証人を依頼する予定の人に奨学金の返還について保証を引き受けることの承諾を得てください。

採用時の手続きにおいて、連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）した「返還誓約書」と、収入に関する証明書類（連帯保証人）、印鑑登録証明書（連帯保証人・保証人）等の提出が必要となることについても事前に十分説明してください。詳細は「2026年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ」（以下、「採用候補者の皆さんへ」という。）を参照してください。進学までに承諾を得られない場合や必要な証明書類等の提出ができない場合は人的保証を選択することができませんので、機関保証（保証機関に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度）へ変更する必要があります。

2. 本採用の手続きと注意

（1）大学院に入学したら速やかに「決定通知【進学先提出用】」等必要書類を提出し、大学院の指示する方法により、定められた期限までに進学届を提出する必要があります。「決定通知【進学先提出用】」を進学先の大学院に提出することで、学校別識別番号（ユーザIDとパスワード）が交付されます。「採用候補者の皆さんへ」をよく読み、「進学届入力下書き用紙」を記入したうえで、【本人保管用】の表面の「進学届提出用パスワード」を進学届に入力して提出してください。万一決定通知を紛失した場合は、奨学金の初回振込みが大幅に遅れますので、ご注意ください。

（2）日本学生支援機構（以下、「機構」という。）が進学届を受理し採用を認めた後、進学先の大学院を通してあなたに「返還誓約書」を配付し、提出を求めます。必ず定められた期限までに「返還誓約書」を提出してください。

（3）次のいずれかに該当する場合は、不採用、又は採用を取り消します。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は貸与の継続はできません。

①決定通知に記載のある大学院・課程に2026年度に進学しなかつたとき。

②大学院で定めた期限までに上記（1）及び（2）の手続きを行わなかつたとき。

③申込資格又は申込基準に該当しないことが判明したとき（特に外国籍の人は在留資格によって貸与を受けることができない場合がありますのでご注意ください）。

④進学届を提出するまでの間に、奨学生の採用候補者としてふさわしくないと認められる行為があつたとき。

⑤過去に貸与を受けた奨学金について、代位弁済済みのとき。

（4）過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金（第一種（授業料後払い制度を含む）または第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や、採用されない場合があります。なお、過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出の場合及び奨学金の返還を延滞している場合は、速やかに必要な手続きを行うことが必要です。必要な手続きを行わない場合は不採用、又は採用を取り消します。

（5）採用候補者を辞退する場合は手続きを行う必要はありません。手続きを行わぬことにより採用候補者の権利を自動的に失います。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

2025年12月17日

登録番号	10999001-6-0001
氏名	学校用 見本 (カツコウヨウ ミホン) 様

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

あなたは、下記のとおり2026年度大学院奨学生採用候補者として決定しましたので通知します。
採用候補者決定通知の注意事項等をよく読み、手続き漏れ等のないようにしてください。

記

1. 選考結果

		ア～ウのうち、「○」が記載されているものを1つだけ選択できます		
		ア：併用貸与(※1)	イ：第一種奨学生又は授業料後払い制度(※2)	ウ：第二種奨学生
選考結果 (※3)	—	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学生又は授業料後払い制度と第二種奨学生の両方の貸与を受けることを表します。

※2 授業料後払い制度を利用できるのは、修士課程相当に限ります。

※3 「—」は不採用又は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

2. 採用候補者となった奨学生の内容について

		第一種奨学生又は授業料後払い制度 (無利子)	第二種奨学生 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学生 (有利子)
利用条件		いずれか一方の利用可		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要
申込時の選択内容 (注1)	種類	第一種奨学生		
	貸与額(注2)	月額：88,000円	月額：80,000円	一時金：500,000円
	返還方式(注1)	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度(注1)	機関保証	機関保証	機関保証
	利率の算定方法		利率見直し方式	利率見直し方式
進学予定先の大学院・課程 (注3)	イクシス大学 修士・博士前期課程			

注1 上表の「申込時の選択内容」欄に記載の事項は、進学後に提出する「進学届」において選択し直すことができます。ただし、授業料後払い制度を選択している場合、返還方式と保証制度の変更はできません。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生します（詳細は「採用候補者の皆さんへ」にてご確認ください）。

注2 奨学生申請時に授業料後払い制度を希望している場合、貸与額欄に表示されるのは、生活費奨学生の月額です。授業料支援金の支援対象授業料については、学校が別途設定します。

注3 決定通知に記載のある大学院・課程に2026年度に入学した場合に限り有効です。決定通知に記載のある大学院への入学を取りやめた場合は進学届を提出することはできません。

進学届提出用パスワード（半角入力）

※ 進学後の手続きにて必要になります。

AB3DE8HGZZ

※「進学届提出用パスワード」の管理には十分注意してください。本通知を紛失した場合は、奨学生の支払い開始が遅くなります。

今後の必要手続き等については裏面の「注意事項」及び「採用候補者の皆さんへ」にて確認してください。

奨学生に関する主な注意事項

あなたが利用する日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の奨学生は貸与型であり、返還する義務があります。返還されたお金は奨学生の原資に充てられています。あなたの奨学生にも先輩奨学生の返還金が充てられています。

【入学時までに行うこと】

(1) 採用候補者決定通知（以下、「決定通知」という。）に「入学時特別増額貸与奨学生（有利子）（「国への教育ローン」の申込必要）」と記載されている人

進学する前に、原則として本人又は父母どちらかが日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）へ「国への教育ローン」を申し込み、融資の可否を必ず確認してください。

詳細は、【進学先提出用】裏面の「奨学生として採用されるまでの手続きと注意事項」及び「2026年度奨学生採用候補者の皆さんへ」（以下、「採用候補者の皆さんへ」という。）を確認してください。

(2) 保証制度で「人的保証」を選択した人

進学するまでに連帯保証人及び保証人を依頼する予定の人以下のことについて事前に十分に説明し、承諾を得てください。詳しくは「採用候補者の皆さんへ」も確認してください。

ア) 連帯保証人及び保証人を引き受けること（本人が返還できなくなった場合、代わりに返還を行うこと）。

※保証人には「分別の利益」が適用されます。また、「検索の抗弁権」、「催告の抗弁権」があります。

イ) 採用時に「返還誓約書」に署名し、実印で押印をすること。

ウ) 「返還誓約書」の添付書類を提出すること。

なお、進学までに承諾を得られない場合や必要な証明書類等の提出ができない場合は機関保証（保証機関に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度）へ変更する必要があります。なお、機関保証への変更は、大学院入学後の進学届の手続きで行うことができます。機関保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です。（毎月の奨学生の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます。授業料後払い制度の授業料支援金については、保証料を差し引いた金額が在学又はあなたの口座に振り込まれます。）

【本採用の手続きと注意】

(1) 大学院に入学したら速やかに「決定通知【進学先提出用】」等必要書類を提出し、大学院の指示する方法により、定められた期限までに進学届を提出してください。進学届を提出する際は「採用候補者の皆さんへ」をよく読み、「進学届入力下書き用紙」を記入したうえで入力を行ってください。

進学届において、採用候補者決定内容の変更・訂正等を行うことができます。特に奨学生振込口座情報を必ず確認してください。誤りがあった場合は奨学生の振込みができません。

(2) 機構が進学届を受理し採用を認めた後、進学先の大学院を通してあなたに「返還誓約書」を配付し、提出を求めます。必ず定められた期限までに「返還誓約書」を提出してください。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、不採用、又は採用を取り消します。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は貸与の継続はできません。

①決定通知に記載のある大学院・課程に2026年度に入学しなかったとき。

②大学院で定めた期限までに上記(1)及び(2)の手続きを行わなかったとき。

③申込資格又は申込基準に該当しないことが判明したとき（特に外国籍の人は在留資格によって貸与を受けることができない場合がありますのでご注意ください）。

④進学届を提出するまでの間に、奨学生の採用候補者としてふさわしくないと認められる行為があったとき。

⑤過去に貸与を受けた奨学生について、代位弁済済みのとき。

(4) 過去に奨学生の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学生（第一種（授業料後払い制度を含む）または第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や、採用されない場合があります。なお、過去に貸与を受けた奨学生の返還誓約書が未提出の場合及び奨学生の返還を延滞している場合は、速やかに必要な手続きを行う必要があります。必要な手続きを行わない場合は不採用、又は採用を取り消します。

【貸与中】

奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。在学中は、大学院の奨学生担当者と連絡を緊密に取ってください。大学院が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、大学院からの呼出しには必ず速やかに応じてください。

【貸与終了後】

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から、毎月、口座振替で返還します。延滞すると、延滞金の加算、個人信用情報機関に登録される他、法的措置が執られます。

氏名・住所・電話番号・勤務先が変わった場合は、速やかに機構に届け出してください。

連帯保証人・保証人（人的保証選択者の場合）、「本人以外の連絡先」として届け出た人（機関保証選択者の場合）の氏名・住所・電話番号が変わった場合は、速やかに機構に届け出してください。機関保証を選択しても、本人が返還しなければなりません。

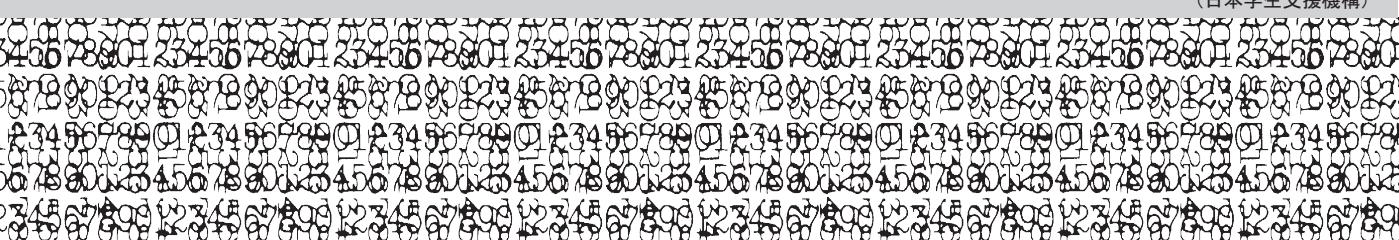
【各種情報について】

貸与及び返還に関する情報を機構のホームページ等で確認してください。

機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp>



（日本学生支援機構）



【奨学生に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて】

(1) 本紙表面に記載の奨学生に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。